

代表質問答弁書（担当部課 企画政策部 企画政策課）

質問 件名 1 「施政方針」“誰ひとり取り残さない”の本気度

要 旨 (1) 生活課題を解決する共創へ 地域・学校等の課題について

【施政方針】主な参照箇所

■P1「社会的孤立などへの対応のため、これまで共助・互助を担ってきた地域コミュニティの組織基盤や社会システムを、テクノロジーなどの活用により地域の課題対応力を高め、再構築する必要性が生じている」

→ 地域の縁側改変、自治会館の賃借方式 cf. 柳沢市議～テクノロジー以前の問題

■P3、4「行政が柔軟に形を変化させながら、多様な主体とパートナーシップを組んで、イノベーションが起き続ける地域社会を目指す必要がある」トライアルサウンディング、「地元創生」を旗印に、多様な主体との連携を強固にしていくことで、地域社会がオリジナリティを深められるよう取り組む」 → 制服リユースを学校、市民センターが学校に入ってコーデを

■P6「共創に係る取組については各々が持つ知恵、アイデア、ノウハウを出し合う互恵関係の中で、生活課題を解決する価値を創り出し、地域で循環させていく」

① トライアル・サウンディングなどの官民協働の取組の中で学校の生活課題の解決につながる取組があったか、聞きたい。

《回答③》（宮原企画政策部長）

アクティブ藤沢原田健議員の代表質問にお答えいたします。

私からは、要旨1「生活課題を解決する共創へ～地域・学校等の課題について」の1件目「学校の生活課題の解決につながる取組」について、お答えいたします。

学校の生活課題の解決につながる官民協働の取組といたしましては、トライアル・サウンディングによる「ランドセル譲渡会」とふじさわSDGs共創パートナーによる「制服リユース」がございました。これらの取組は、子供の貧困を救う活動として、地域課題を解決する事業であったと捉えております。

② ふじさわSDGs共創パートナーにおいて制服のリユース事業を行っているが、これは本来中学校がやるべきではないか。中学校19校及び白浜養護学校における制服リユースの実施状況はどうなっているか。

《回答④》（川口教育部長）

次に、本市立中学校における標準服のリユースの実施状況についてお答えいたします。

資源の有効活用の視点や、家庭の経済的負担の軽減といった視点などから、標準服のリユースの取組が行われていると承知しております。

現在、本市立中学校19校のうち18校が標準服の指定をしており、そのうち16校において、PTAや保護者の会などの方々によるリユースが行われており、1校においては、代行業者による取組が行われていると確認しております。

③ 中学校の制服はなぜ必要なのか。中学生一人当たりの購入費用、及び公立中学生全生徒分の費用はどのくらいか。

《回答⑤》（川口教育部長）

次に、中学校における制服の必要性及び費用についてお答えいたします。

学校における標準服につきましては、校長の権限において、適切に判断すべき事柄であり、その際、保護者の経済的負担が過重なものとならないように配慮する必要があるとの認識でございます。

費用については、およそ4万円から7万円程度が見込まれ、販売店や標準服の型などによって価格差が生じております。また、本市立中学校に通う生徒数は約1万人であるため、全生徒分の購入に係る費用につきましては、相当な額になるものとの認識でございます。

④ 小学校給食の無償化先送り判断と12億円を教育の予算として使うべきと考えていたのであれば、次善投資先は教育予算とすべきではないか。

《回答②》（中山副市長（財務部）） 令和7年度に小学校給食費無償化を先送りとしました理由についてお答えいたします。ここ数年、本市の市税収入は堅調に増加してまいりましたが、昨今の物価高騰等による本市財政への影響に加えまして、国による、いわゆる「103万円の壁」の引き上げの議論等により、個人市民税の減収及びその財源補てんについて懸念が生じており、このことによる今後の市税収入の先行きが、予算編成時点では不透明な状況であったこと、などがございます。これらのことを総合的に勘案しまして、令和7年度当初予算を編成するにあたり、市単独事業として継続的に実施する判断ができなかったことから、令和7年度からの実施は見送ることと判断したものでございます。

⑤ 民間で運営しているフリースクールの情報交換会は教育委員会で開催しているが、同じ民間の共創パートナー事業者による制服のリユースについて、学校を通して案内をしてもらえなかった理由は何か。

《回答⑥》（川口教育部長）

次にリユース活用事業の案内についてお答えいたします。

当該リユース事業については、PTAや保護者の会の方々により取組が行われていることや、同様の取組を実施している事業者の情報を提供することができないこと、事業者からの周知依頼がなかったことから、積極的に特定の事業者の取組について、全学校に案内をすることは差し控えたものでございます。

⑥ 学校も生活課題を解決するために、企業などと一緒に取組んでいける仕組みづくりをしていくべきではないか。

《回答⑦》（川口教育部長）

次に生活課題の解決に向けた企業との連携についてお答えいたします。

学校では、学習の位置づけの中で、生きる力を育むため、身近な生活課題を取り扱う学習について、企業と連携し、働く喜びや意義についての講話や、SDGsに取り組む会社や団体との活動など、子どもたちの学びの充実に取り組んでいるところでございます。

なお、学習の範疇ではない各家庭の経済状況をはじめとした生活課題につきましては、学校はプラットフォームとして支援につなぐ役割を担っているところでございます。

⑦ 地域における子どもの居場所づくりを企業とNPO法人で実施した場合、教育委員会の後援事業として認められるのか。

《回答⑩》（川口教育部長）

次に、市教育委員会の後援についてお答えいたします。

市教育委員会の後援につきましては、「藤沢市教育委員会の後援名義使用に関する取扱要綱」に基づき、申請書および添付書類の審査を行い決定しております。

⑧ 「学校と地域の共創」について、湘南台の事例を全体化するためにどのように進めるのか。

＜回答⑫＞（川口教育部長）

次に、学校と地域の取組事例についてお答えいたします。

湘南台地区の取組は、令和6年度、地域学校協働本部のモデル地区として、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が両輪となり、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを実践しているところでございます。

湘南台地区の事例につきましては、コミュニティ・スクールを設置している各学校や各地区と共有しており、各地区の取組の参考としていただいているところでございます。

地域学校協働本部につきましては、現在、地区ごとに学校・地域・市民センター公民館・教育委員会の4者で運営方法などを協議しているところで、令和8年度のコミュニティ・スクール全校設置を節目に、地域学校協働本部の取組を全市に展開できるよう、進めてまいりたいと考えております。

⑨ 地域の縁側事業を不登校の児童生徒が活用できるよう教育委員会と担当部局間で共創できないか。

＜回答⑬＞（川口教育部長）

続きまして、「地域の縁側」を居場所の必要な不登校児童生徒などを誘えるように教育委員会と担当部局で共創できるかについてお答えいたします。

不登校となっている児童生徒の居場所につきましては、保護者の考え方や、保護者と学校との情報共有を整えたうえで、地域の縁側の実施主体と調整していくものとの認識でございます。

⑩ 子ども家庭課で実施している発達サポーター連続講座を受講した方を学校で有効活用するために教育委員会と担当部局間で共創できないか。

＜回答⑰＞（川口教育部長）

「発達支援サポーター」の学校での活用についてお答えいたします。

特別支援に関する基礎的な知識や支援方法を学ぶ講座を受講した方に、教育的支援を必要とする児童や生徒の支援を行っていただくことは、子どもたちが、より安心して学校生活を送ることができるようになるとの捉えでございます。介助員の登録につきましては、講座の受講を要件とするものではございませんが、当該講座の今年度の受講者に、介助員の紹介をしたところ、複数名の方に介助員の登録をいただいたところでございます。

⑪ 新組織で共創を互惠関係で取り組むようだが、企業や団体と連携するに当たり、公平性など線引きを明確にすべきではないか。

＜回答⑧＞（宮原企画政策部長） 続きまして、「共創を互惠関係で取り組む際の線引き」についてお答えいたします。本市においては、これまでもマルチパートナーシップを推進する中で、事業や実証実験への協力などを実施してまいりました。その際においても、公平性や公益性を検討

し、対外的に説明責任が果たせることを要件としております。新たに共創推進課を設置し、共創を進めていくにあたりましても、当面は現在の考え方にに基づき事業等を実施してまいります。互恵関係のもと社会課題の解決を図る中で、その線引きについて支障がある場合は、先行する他自治体の事例を踏まえ検討し、市民の理解が得られるルールをつくり、明確にしていきたいと考えております。

⑫ 市長は企業団体献金を受けないと明確にすべきではないか。現状と考えについて。

(令和7年1月に改正された政治資金規正法では、政治団体を除く会社、労働組合等の団体は、政党本部、政党の支部及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないとされております。が、政党支部や政治資金団体を迂回した寄附は政治家個人へも可能であり記載義務もなかったものが・・・)

《回答①》(企画政策部 鈴木市長)

アクティブ藤沢 原田議員の代表質問にお答えいたします。

私からは、「企業団体献金を受けないと明確にすべきではないか。現状と考え」についてお答えいたします。

寄附については政治資金規正法に基づき適切に処理しているところでございます。

なお、一般市の市長である私個人としては、いわゆる企業団体献金を受け取ることは、禁止されていますし、受け取ったことはございません。

今後についても同様の考えであります。私からは以上でございます。

私自身、市長という公職の身であることから、政治団体を除く会社、労働組合等の団体との間で行われる寄附、いわゆる企業団体献金は受けておりません。

加えて、個人に対しても受けておらず、今後も同様の考えであります。

私からは以上でございます。

⑬ 先日、建設経済常任委員会の陳情で、市としても、市民の外出促進策の一つとして、高齢者の外出促進パスについて検討するという説明がありました。

そこで、市民の外出支援策を含め、村岡新駅のまちづくりにおいて、周辺企業から経済的支援を受けるなどとの共創により、高齢者や障がい者への外出支援ができないか、市の考え方をお聞かせ下さい。

《回答⑨》(額賀都市整備部長)

次に、市民の外出促進策及び村岡地区における、周辺企業との共創による高齢者や障がい者への外出支援策についてお答えいたします。

本市では、鉄道駅や地区の生活拠点までの身近な場所に外出いただくことを目指し、全市的な市民の外出促進策の一つとして、バスを対象とした高齢者の外出促進パスの可能性を検討しております。

村岡新駅周辺のまちづくりにおきましては、新駅ができることで、高齢者や障がい者を含め、誰もが移動しやすい交通環境の改善を目指しています。

また、研究開発拠点を目指す本地区では、周辺企業も含め多様なステークホルダーとの共創も掲げておりますので、地域の方々の利便性に繋がる交通課題の対応等においても、周辺企業に対し、まちづくりの共創の一環として、様々な形で協力していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

⑭ SFC 出身のベンチャー企業との新交通システムの検討について

社会課題を解決するアイデアを企業にも、学生にも求めていくことが考えられるが、先日の新聞記事に、慶応大学出身のベンチャー企業により開発が進められている自走式ロープウェイについて、神奈川県や他市と共に研究していくと出ていたが、どの様なものかお聞かせください。

《回答⑩》（三上計画建築部長）

続きまして、自走式ロープウェイにつきましては、新たな交通システムの実現を目指し、Zip Infrastructure 株式会社により開発が進められているものでございます。神奈川県は、令和6年4月に、同社と自走式ロープウェイの実用化に向けた取組等を進め、交通課題の解決を図ることを目的とした連携協定を締結し、本市を含む3市と、導入の可能性を探る研究会を令和7年度に設置する予定でございます。この自走式ロープウェイは、実証実験の準備段階であり、本市といたしましては、新たな交通システムとしての実現性について注視するとともに、導入のメリットや課題について、研究を進めるものでございます。

⑮ 「地域の縁側」の実施団体の育成について

⑯ モデル的な活動経験のある柔軟なNPO法人が、地域の縁側を行う際に賃貸借物件利用可にすることについて

《回答⑭》（佐藤福祉部長）

地域の縁側の実施団体の育成についてお答えします。

市といたしましては、地域の縁側事業につきましては、マルチパートナーシップの観点から、様々な主体にご協力をいただき、実施していることから、地域の縁側を実施している団体に対して育成を行う立場ではないものと考えております。

一方で、市といたしましては、地域の縁側が、市民にとって、より良い居場所となり、気軽に相談できる場所であり続けられるよう、実施団体向けの研修会を毎年開催し、「地域の縁側」の重要性や意義、事業の在り方について、共有する場を設けるなどの取組を行っております。

今後つきましても、地域の課題が複雑化・複合化する社会情勢の中で、地域の縁側が、人と人とのつながりを強め、地域のきずなや助け合いのコミュニティを醸成できる場となるよう、引き続き、実施団体と共に、取り組んでまいりたいと考えております。

《回答⑮》（佐藤福祉部長）

次に、地域の縁側の賃貸借物件の利用についてでございますが、地域の縁側にかかる費用助成としては、地域において既に自主的・自発的に居場所事業を実施している団体を含め、新たに地域の縁側事業の取組を始めていただける団体等を支援する目的で補助金を交付しています。

現状では、地域市民の家等における一時使用にかかる利用料は補助対象としておりますが、地域の縁側事業を実施するための賃借料等の固定費につきましては、補助対象経費外としております。

一方で、地域の縁側に対する補助の在り方につきましては、事業開始から10年が経過し、社会状況の変化から、様々な課題が生じてきておりますので、地域の縁側が、地域にとってより魅力的な居場所として機能するよう、多面的な視点から、検討していく必要があると考えております。

⑰ 町内会館の新築に対しては経費の1/2の補助が出るが、その経費を負担して新築できる町内会は一部に限られる。賃借物件を利用する町内会への助成を制度化すべき。

《回答⑰》（福田市民自治部長） 続きまして、町内会館の賃借物件での助成の制度化についてお答えいたします。本市では、自治会・町内会が行う集会所の新築や増改築 又は修繕等に要する経費の一部を補助する支援を行っておりますが、この支援制度は開始から65年が経過し、現在では自治会・町内会を取り巻く環境は大きく変化していることから、町内会館などに限らず、自治会・町内会が抱える様々な課題に対して、本市の支援のあり方も見直していく必要があると捉えております。本市では、町内会館のほか地域市民の家や市民センターなど多様な地域コミュニティの活動拠点も点在しているところであり、今後、これら施設の活用状況や社会ニーズの変化を踏まえながら、様々な形で活動場所を確保できるような助成制度も含め、これからの時代を見据えた地域コミュニティのあり方を検討してまいりたいと考えております。

⑱ 保育所での医療的ケア児の受入状況と課題について

《回答⑱》（三ツ井子ども青少年部長）

認可保育所における医療的ケア児の受入状況につきましては、現在公立保育所3施設で4名、法人立保育所2施設で2名が入所しており、令和7年度には公立保育所で新たに1名の入所に向けた準備を進めているところでございます。

医療的ケア児につきましては、引き続き安全に児童を受け入れるための体制を拡充してまいりたいと考えておりますが、医療的ケア児とその他の児童が安全に集団生活をおくるために、定員外の保育士や医療的ケアを中心的に担う看護師の配置が必要となります。

現在、認可保育所への入所を希望する児童12人の相談を受けており、このうち10人が令和8年度の入所を希望しておりますが、受け入れに欠かせない保育士と看護師の採用が困難であることから、受入体制の確保が課題であると捉えております。

⑲ 医療的ケアのニーズを地域で支える多職種連携の体制づくりをどのように進められるのか、その方法について伺います。

《回答⑲》（佐藤福祉部長）

医療的ケアにおける支援体制についてお答えいたします。

医療的ケアの必要な方への支援につきましては、医療的ケアの内容、家族の状況等によって一人一人の支援体制が異なっております。また、医療と福祉が密接に連携した体制づくりも重要となっております。

そのため、現在は医療的ケア児者の事例検討会を保健、医療、看護、福祉の分野、機関の参加により共同で実施しているところであり、令和7年度には（仮称）医療的ケア地域支援協議会の創設に向け、準備会を設置し、ライフステージに応じた課題整理と協議会での検討体制の構築を図っております。

これらの取組みの中で、新たなネットワークを構築しつつ、情報や経験の蓄積と共有、共通認識、相互理解を形成し、行政を含めたチーム支援の礎を築くことで、多職種、多機関の連携を一層強化することができるものと考えております。

【再質問】

⑳ 多職種プレイヤー共創のコーディネート投資をして、モデル事業で経験値を上げないと、誰一人取り残さないとする総合指針は絵空事に終わると思うが、市の見解を聞きたい。

◀回答⑳▶（中山副市長（企画政策部））多職種プレイヤーへの投資に関する再質問にお答えします。それぞれの地域が暮らしやすく、そして潤いのあるまちづくりを実現するためには、人への投資は欠かせないものと考えております。加えて、多様化・複雑化する地域課題の解決を図るためには、市民をはじめ様々な団体や事業者とのパートナーシップを、これまで以上に関係を深めていくとともに、新たな出会いを創出し、地域づくりを担う人材の発掘や育成を行っていくことが重要だと捉えております。市といたしましては、このようなまちづくりに向けて、一人でも多くの方に地域づくりに関わっていただき、市民力、地域力の活性化をめざし、行政がハブとなり、その解決方法を一緒に考えながら、時には先導し、時には伴走してつなぐ役割を果たすよう、地域で共感を得られる事業や人材育成を実施いたします。そして、こうした一步一步の実践を積み重ね、共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまちの実現につながるよう進めてまいります。